

特定非営利活動法人まちづくり情報センターかながわ(アリスセンター)
定款変更案

特定非営利活動法人まちづくり情報センターかながわ定款第 11 条ならびに第 14 条を以下のように改正する。

第 11 条 この法人に、次の役員を置く。

1 項 理事 6 人以上 12 人以内

【新旧対照】

第 11 条 この法人に次の役員を置く。

(旧) 1 項 理事 6 人以上 8 人以内

(新) 1 項 理事 6 人以上 12 人以内

第 14 条

1 項 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

【新旧対照】

第 14 条

(旧) 1 項 役員の任期は、2 年とする。ただし、1 回を限りとする再任を妨げない。

(新) 1 項 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

【変更理由】

理事体制を強化し、理事の交代に備えるとともに、円滑な理事会運営をはかるため。